

○ 人事院規則一七―〇―一三二（人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則） 新旧対照表（人事院規則一七―〇 別表）

（傍線部分は改正部分）

組 織	個人情報保護 委員会 カジノ管理委 員会 (部新設)	(略)	事務局長 次長 部長 監察官 課長 企画官 国際室長 調 査室長 犯罪収益移転防止対策室長 監察官補佐 課長補佐 (管理) 係長 (監察に関する事務を担当する者に限る。) 人 事係長 予算係長	改正後	改正前
				職	員
備考		改正後		改正前	
1 この表の・・・組織に関する定めにより令和二年二月二十九日において設置されていた官職を占めている職員とする。		備考		1 この表の・・・組織に関する定めにより令和元年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。	